ICT 支援員配置業務委託 仕様書

1. 目的

文部科学省「GIGA スクール構想」により整備された児童生徒 1 人 1 台情報機器等を学校で有効活用するため、ICT 支援員を学校に配置することを目的とする。

2. 概要

1人1台配備する情報機器等を主として、ICT教育カリキュラムを円滑に進め、教員のサポートをするため、ICT支援員は次に掲げる業務を行う。

ア. ICT 教育指導計画作成補助等

教育委員会・各学校での教育指導計画の作成補助

イ. 校務事務支援

ICTを活用した各学校での校務事務支援

ウ. 授業支援業務

ICT を活用した授業計画の作成支援、操作支援や効果的な授業実践のための提案など

エ. 研修の実施

情報モラルや情報セキュリティ、ICT 授業の円滑な実施のための 教員への研修の実施

オ. 情報機器メンテナンス

授業や研修、校務で使う機器の簡単なメンテナンス及び障害対応 におけるヘルプデスク(別発注)との連絡調整。

3. 委託場所

学校名	住 所	学校名	住 所
半田小学校	半田市勘内町1番地	宮池小学校	半田市南二ツ坂町二丁目1番地の1
さくら小学校	半田市東洋町一丁目12番地の1	板山小学校	半田市四方木町37番地の1
岩滑小学校	半田市岩滑高山町五丁目 5 5 番地	板山小学校 ならわ学園分校	半田市鴉根町三丁目40番地の1
雁宿小学校	半田市清城町一丁目5番地の2	花園小学校	半田市花園町三丁目5番地の1
乙川小学校	半田市乙川北側町一丁目1番地	半田中学校	半田市岩滑東町五丁目80番地
横川小学校	半田市大伝根町一丁目11番地の1	乙川中学校	半田市大池町三丁目1番地
乙川東小学校	半田市花田町三丁目1番地	亀崎中学校	半田市亀崎高根町五丁目40番地
亀崎小学校	半田市亀崎月見町三丁目10番地	成岩中学校	半田市昭和町三丁目8番地
有脇小学校	半田市有脇町六丁目37番地	青山中学校	半田市青山五丁目6番地の1
成岩小学校	半田市成岩本町二丁目1番地	青山中学校 ならわ学園分校	半田市鴉根町三丁目40番地の1

4. 委託期間

準 備 期 間: 令和7年2月28日から令和7年3月31日まで 事業実施期間: 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5. 業務内容及び従事期間

(1) 業務内容

ICT 支援員は、小中学校における教育活動と ICT 利活用に精通した人材を配置するものとし、その要件は以下のとおりとする。

- (ア)人数 小学校14校、中学校6校に5名以上配置
- (1) 就業日、時間
 - 1. 就業日
 - ア) ICT 支援 小・中学校 20 校×年 50 日×8 時間
 - イ) 定例会 小・中学校 20 校×年 8 日
 - ※平日(月曜日から金曜日)を原則とする。ただし、学校からの要望があり、支援員が対応できる場合はこの限りではない。

2. 就業時間

午前8時30分から午後5時30分まで間の8時間(就業場所によって、勤務時間は前後1時間程度の変更がある)とする。また、休憩時間(60分)は、当日の時間割に合わせて取るものとする。

- (ウ)成果物 マニュアル、研修資料、実施報告書(月例報告書) ※実施報告書は翌月 15 日までに提出すること。
- (2) 従事期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

6. 業務の留意事項

- (1) 受託者は、学校から個人情報またはそれに類する一切のデータの持ち出しをしないこと。
- (2)受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等を 遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならな い。業務終了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (4)本事業で作成された文書、映像資料の著作権は特別に定めの無い限り、 市に帰属するものとする。
- (5)受託者は、本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに半田市と協議を行うこと。

7. 問い合わせ

本件に関する問い合わせ先及び協議の窓口は以下の通りとする

半田市教育委員会学校教育課 学校担当電話 : 0569-84-0688

e-mail: gkkyoiku@city.handa.lg.jp